

## 施策の紹介

# 諸外国のクローリン技術に関する規制の現状

サミットやユネスコ（国連教育科学文化機関）といった国際的な場でも言及されているように、クローリン人間の產生は禁止すべきであるとの考え方は各国とも共通です。しかし、クローリン技術及びその関連技術について、どこまでを認め、どこからを禁止するのかと、その線の引き方については、各国の文化的、宗教的、政治的背景などにより異なっています。

はじめに

クローリン技術の規制について

は、大きく分けて二つの流れが存在しています。

一つは、イギリス、フランス及びドイツに代表されるヨーロッパの主要国における規制であり、一九七八年の初の体外受精児の誕生を契機として十年近い議論が行われた結果、整備された体外受精等の生殖医療の在り方についての規制されています。

もう一つは、一九九七年のクローリン羊ドリー誕生の発表を受け、クローリン人間の禁止を含めたクローリン技術の規制を先行させる動きです。

日本においては、一九九七年から始まった科学技術会議生命倫理



委員会などでの検討を踏まえ、クローリン人間等の产生に対する規制をもつて禁止する一方で、個体の产生に至らない研究については厳格な規制の下で認める「ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律」が二〇〇〇年十一月に成立しています。

## 各国の状況

### イギリス

イギリスでは、一九九〇年に成立した「ヒト受精・胚研究法」により、生殖医療及びヒト胚の研究利用全般が規制されています。

### フランス

フランスでは、人体の不可侵を基本理念とし、一九九四年に成立した「生命倫理法」によって、臓器移植、生殖医療、遺伝子関連技術等の先端医療技術全般を規制しています。

### 韓国

この枠組みの中には、研究目的によるヒト胚の作成の禁止規定や優生学的処置の禁止規定があり、そこからクローリン胚の作成、クロ

ローリン人間の产生は禁止と解釈されています。

### ドイツ

ドイツでは、受精の瞬間から人の生命が始まるとの考え方の下に、一九九〇年に成立した「胚保護法」により規制を行っています。

### アメリカ

アメリカにおいては、クリントン大統領（当時）がクローリン人間の产生に関しては連邦資金による助成を行わない旨の指示を出し、予算関連法案においても同様の制限が設けられています。しかし、

一九九七年に大統領の諮問機関である国家生命倫理諮問委員会（N

ASC）

がクローリン技術の規制に関する報告書を受けて、同年議会に提出されたクローリン人間产生を

禁止する法律案は廃案となり、民間資金による実施に関しては連邦

議会（一九九七年）、「デンバー・

サミット首脳宣言」（一九九七年）、

ユネスコ「ヒトゲノムと人権に

する世界宣言」（一九九七年）など

で、クローリン人間の产生は認められないとされています。

また、欧州評議会では、「生物医学条約追加議定書」を定め、クローリン技術による個体の产生を禁止しています。

イスラエルでは、生殖細胞の遺伝子改变やクローリン個体产生などの遺伝的介入を五年間のモラトリ

アムで禁止する「反遺伝子介入法」が一九九八年に成立しました。

### 国際機関等の対応

国際的にも、WHO（世界保健機関）の「クローリン技術に関する決議」（一九九七年）、「デンバー・サミット首脳宣言」（一九九七年）、ユネスコ「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」（一九九七年）などで、クローリン人間の产生は認められないとされています。

また、欧州評議会では、「生物医学条約追加議定書」を定め、クローリン技術による個体の产生を禁止しています。